平成２２年（フ）第６５６号
東京都日野市大字宮376番地２号室
債務者　阿部　清子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９５８号
横浜市磯子区森３丁目３番28―608号
債務者　赤石　契月
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２９号
栃木県那須郡那珂川町馬頭492番地
債務者　平山　匡史
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３０号
栃木県那須郡那珂川町馬頭492番地
債務者　平山理恵子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４３号
栃木県宇都宮市岩曽町1378番地94　第２岩曽ハイツ３号
債務者　岩間　義夫
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５５号
栃木県宇都宮市上大曽町458番地１　リバーサイド東信703号、前住所栃木県日光市瀬尾400番地７
債務者　堀田かおり
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５７号
栃木県宇都宮市中久保２丁目12番５号　コーポ吉経202
債務者　松島　仁美
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６３号
栃木県宇都宮市石井町3385番地15　セジュール雅壱番館201号
債務者　中島　康弘
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２５号
岡山市東区草ケ部1034番地53
債務者　小栗　幸雄
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６４号
岡山県倉敷市児島小川１丁目１番65号
債務者　古川　俊之
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７１号
岡山市北区東花尻149番地　リバティー20―103号室
債務者　尾形　寿正
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０５号
岡山市東区可知５丁目148番地９
債務者　八塔　幸平
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０６号
岡山市東区可知５丁目148番地９
債務者　八塔　京子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４３号
岡山市中区藤崎690番地28　サンライズＡ棟
債務者　柴田　俊通（旧姓野形）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４４号
岡山市中区福泊79番地２
債務者　入矢　武士
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９９号
愛知県岡崎市矢作町字金谷８番地　ジェンティーレ　Ａ
債務者　小田　和宏
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係